

平成 27 年 6 月

ご利用者 各位

公益財団法人名古屋市文化振興事業団
名古屋市青少年文化センター
館長 福島隆幸

名古屋市青少年文化センター ホール・リハーサル室申込み時期の一部変更について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は名古屋市青少年文化センターをご利用くださりまして、誠にありがとうございます。

このたび、名古屋市青少年文化センター条例施行細則第 4 条第 2 項の一部が改正され、平成 27 年 10 月の受付よりホール・リハーサル室の申込み時期の一部が変更となります。

ご利用されます皆様には、なにとぞご理解いただきまして、今後とも名古屋市青少年文化センターをご利用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

ホール・リハーサル室申込み時期（変更前）

芸術文化活動に使用 される場合	青少年が個人又は団体で使用	利用希望月の 12ヶ月前
	青少年を対象として使用	12ヶ月前
	その他の場合	8ヶ月前
芸術文化活動以外に使用する場合		6ヶ月前



ホール・リハーサル室申込み時期（変更後）

芸術文化活動に使用 される場合	青少年が個人又は団体で使用	利用希望月の 12ヶ月前
	青少年を対象として使用	12ヶ月前
	その他の場合	10ヶ月前
芸術文化活動以外に使用する場合		9ヶ月前

なお、平成 27 年 10 月の受付に関しましては、通常と異なる部分がございますので、別紙「平成 27 年 10 月 1 日～5 日の競合受付期間における名古屋市青少年文化センターホール・リハーサル室の申込みについて（ご利用月：平成 28 年 4～8 月分についての特例）」をご覧ください。

※12ヶ月前受付扱いの催物であっても、平成 28 年 4 月～8 月分を平成 27 年 10 月 1 日から 5 日の間に申込みをされる場合は競合受付となりますのでご注意ください。